

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」に係るQ&Aについて（鹿児島市版）

【通所系サービス事業所・短期入所系サービス事業所共通】

Q1 第12報の取扱いはいつからか。

(答)

6月サービス提供分（7月請求分）から算定が可能です。

Q2 対象サービスは。

(答)

通所系サービス事業所（通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護）と短期入所系サービス事業所（短期入所生活介護、短期入所療養介護）です。

なお、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスについては当該取扱いの対象外です。

Q3 第12報の取扱いを適用する場合、利用者全員を対象としなければならないか。

(答)

利用者全員を対象としなければならないとはされていませんが、一部の利用者のみで説明し、同意を得て算定するといった取扱いではなく、全利用者に説明を行ったうえで、同意を得られた利用者から算定を行ってください。

Q4 第12報の取扱いを適用するにあたり、あらたに発生する利用者の追加負担分を利用者に請求しない取扱いとすることは可能か。

(答)

認められません。利用者負担を含めて同意を得ておく必要があります。

Q5 第12報の取扱いを適用した場合に、区分支給限度基準額を超過する利用者が出てくるが、超過しないよう当該取扱いの回数を調整することは可能か。

(答)

区分支給限度基準額を鑑み、限度額を超えない範囲で調整する必要がある利用者がある場合には、当該取扱いに同意をした利用者間の負担に差が生じることになるため、なぜそのような対応になったのか等を含め、介護支援専門員とも連携のうえ、利用者に対し丁寧な説明を行うとともに、支援経過記録等に記録して回数の調整を行ってください。

Q6 第12報の取扱いを適用するにあたり、利用者が複数の事業所を利用している場合の算定方法は。

(答)

利用者が複数の事業所を利用している場合は、それぞれの事業所において算定可能ですが、各事業所においては、必ず介護支援専門員と連携し、通所介護計画等と居宅サービス計画におけるサービス提供回数との整合性を図ってください。

**Q 7 第12報の取扱いが可能な期間はいつまでか。この取扱いが終了する際には、あらかじめ周知されるのか。**

(答)

当面の間です。終了時期は現時点では未定ですが、今後、国から発出される通知等に留意してください。

**Q 8 第12報の取扱いを適用するにあたり、利用者からの同意を得る際、注意すべき点は。**

(答)

- ① 同意については、サービス提供前に説明を行った上で得ることが望ましいですが、サービス提供前に同意を得ていない場合であっても、給付費請求前までに同意を得られれば当該取扱いを適用しても差し支えありません。
- ② 当該取扱いによる介護報酬の算定を行う事業所（通所系サービス事業所・短期入所系サービス事業所）、居宅介護支援事業所のいずれかにより同意取得を行っても差し支えありません。

なお、当該取扱いを適用した場合でも区分支給限度基準額は変わらないことから、利用者への説明にあたっては、当該取扱いによる介護報酬の算定を行う事業所と介護支援専門員とが連携の上、他サービスの給付状況を確認してください。

- ③ 利用者からの同意については、書面で得るなど、説明者の氏名、説明内容、説明し同意を得た日時、同意した者の氏名について記録を残しておいてください。

また、当該取扱いを適用する場合には、居宅サービス計画（6表、7表等）に係るサービス内容やサービスコード等の記載の見直しが必要となりますが、これらについては、サービス提供後に行っても差し支えありません。

**Q 9 第12報の取扱いを適用するにあたり、請求の際に注意すべき点は。**

(答)

当該取扱いによる介護報酬の算定を行う場合には、必ず介護支援専門員と連携し、

- ・ 通所介護計画等と居宅サービス計画におけるサービス提供回数等との整合性を図ること
- ・ 当該取扱い等の実施により、区分支給限度基準額の取扱いに変更はないこと
- ・ 居宅介護支援事業所が作成する給付管理票及び居宅サービス事業所が作成する介護給付費明細書のそれぞれに反映させる必要があること

に留意してください。

**Q10 第12報の取扱いを適用するにあたり、サービス担当者会議の開催は必要か。**

(答)

2区分上位の報酬を算定するのみであれば必ずしも必要ではないと考えますが、他のサービスの利用回数等に大幅な変更等がある場合には、必要性を検討したうえで、適宜、開催してください。

## 【通所系サービス事業所】

**Q 1 1 新たに延長加算を算定する事業所については、体制届の提出が必要か。**

(答)

当該取扱いにより示された通所介護費等の請求方法を適用するにあたり、新たに延長加算を算定する事業所については、体制届の提出は不要です。

**Q 1 2 通所系サービス事業所について、区分支給限度基準額を考慮して、2区分上位の報酬を3回と1区分上位の報酬を1回算定すること等の取扱いは可能か。**

(答)

可能です。

上記5、8、9のQ&A等に留意して算定してください。

**Q 1 3 通所系サービス事業所が1ヶ月の間に複数の報酬区分を算定している場合、2区分上位の報酬をどのように算定すればよいか。**

(答)

通所系サービス事業所が1ヶ月の間に複数の報酬区分を算定する場合には、サービス提供回数が最も多い報酬区分（同数の場合は長い方の報酬区分）について、その算定方法に従って2区分上位の報酬区分を算定してください。その際の算定にあたっては、サービス提供回数全てを算定基礎として算定を行ってください。

**Q 1 4 通所リハビリテーションにおける「リハビリテーション提供体制加算」については、当該取扱いにより算定する2区分上位の報酬区分で算定可能か。**

(答)

可能です。

提供したサービス時間が3時間以上4時間未満の場合、2区分上位の報酬区分の5時間以上6時間未満の報酬区分に応じたリハビリテーション提供体制加算の算定が可能です。ただし、当該加算については、従来算定していた場合にのみ算定可能です。(通常の提供時間が1時間以上2時間未満等の利用者については対象外です)

なお、届出区分と請求する2区分上位の報酬との区分が一致しないことから、現在、当該加算の請求がエラーになる状況であるため、その対応策について国保連合会の方で検討中です。

当該加算を算定する事業所については、事前に国保連合会の方へお問い合わせください。

**Q 1 5 通所リハビリテーションにおける1時間以上2時間未満のサービス提供時に算定している「理学療法士等体制強化加算」について、当該取扱いにより算定する2区分上位の3時間以上4時間未満の報酬を算定する場合には算定できないのか。**

(答)

お見込みのとおり算定はできません。

なお、2区分上位の報酬区分で算定しない利用日の請求分については、従来どおり算定可能です。

**Q 1 6 サービス利用表・提供表に記載する提供時間帯については、実際の提供時間か2区分上位の報酬区分の提供時間のどちらか。**

(答)

実際のサービス提供時間（2区分上位で算定する前の時間）を記載してください。

その際、提供時間帯とサービス内容が異なることとなりますが、当該取扱いにより、差異が発生している等を支援経過等に記録しておいてください。

**Q 1 7 第12報の取扱いについて、通所系サービス事業所における訪問・電話によるサービス提供も対象となるか。**

(答)

訪問・電話によるサービス提供については、本取扱いの対象外です。（サービス提供回数に訪問・電話によるサービスは含まない）

## 【短期入所系サービス事業所】

**Q 1 8 短期入所系サービス事業所における「緊急短期入所受入加算」について、実際に緊急受入を行ってなくても算定可能か。**

(答)

可能です。

なお、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護等を緊急に行った場合は、通常どおり、指定短期入所生活介護等を行った日から起算して7日間（短期入所生活介護に限り、利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日）を限度とし算定を行いますが、その算定以降、継続して短期入所生活介護等を提供する場合は、残り日数を3で除した日数（端数切上げ）と通常どおり算定した日数との合計が短期入所生活介護については14日、短期入所療養介護については7日になるまで、追加で緊急短期入所受入加算を算定することが可能です。

**Q 1 9 短期入所系サービス事業所における長期利用減算が算定されている者についても、第12報の取扱いが適用されるという理解でよいか。**

(答)

お見込みのとおり。

ただし、6月1日以降の提供回数についてを算定基礎として算定を行い、自費利用分については算定基礎の回数から除外してください。